

国立大学法人茨城大学農学部サバティカル制度 利用適格候補者の選考基準

平成19年 7月11日
基準第 8 号

農学部企画調整会議は、下記選考基準に基づき、農学部長から付託されたサバティカル制度利用申請者の中から適格候補者を厳正に選考する。

記

- 1 企画調整会議は、農学部サバティカル制度実施細則（以下「サバティカル細則」という。）第5条に定める申請書類の適格性について点検し、サバティカル制度利用適格候補者（以下「候補者」という。）として順位を付して学部長に報告する。
- 2 申請書類の要件を欠いている場合は、直ちに申請者に必要書類の提出を求める。
- 3 申請書類の記載内容を確認する必要がある場合は、申請者本人及び関係者の出席を求めて意見等を聴することができる。
- 4 企画調整会議は、申請者がサバティカル細則に定める申請者の資格要件等を満たす場合は、必要があれば教務委員会等他機関との協議の上、可及的速やかに候補者とする。
- 5 企画調整会議は、次の要件を満たす順位をもってサバティカル制度利用適格候補者とする。ただし、申請者が多数の場合は、学部内の諸事情を考慮した上で企画調整会議が調整することができる。
 - (1) 実施計画等が適正な者
 - (2) 教員として採用後、サバティカル制度を利用していない期間（サバティカル制度を利用した者及びサバティカル制度を利用したと見なされる者は、その期間終了後から算定する。）の長い者
 - (3) 前2号により難しい場合は、企画調整会議が決定する。
- 6 企画調整会議は、候補者から辞退の申し出がなされ、辞退に合理的理由がない場合及び懲戒処分を受けた者について、申請した若しくは懲戒処分を受けた翌年度から3カ年度の間サバティカル制度利用申請ができないものとして取り扱う。懲戒処分を受けた場合は、その年度も同様に取り扱う。
- 7 企画調整会議は、公平公正なサバティカル制度利用を期するために、教育担当条件（例えば、講義代行要員の不存在等）によりサバティカル制度利用申請が事実上不可能の者に非常勤講師時間の確保等、必要な措置が講じられるように関係機関とともに努力する。
- 8 企画調整会議は、サバティカル制度の効率的な利用を図る観点から、利用希望者の事情等を考慮してサバティカル期間等の弾力的運用に向けて、利用希望者はじめ関係機関と協議してその実現に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年 7月11日から実施する。